# 横浜市記者発表資料



令和4年4月7日市民局市民情報課

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2834号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会(会長 藤原 静雄)は、本日、次の答申を行い、横浜市教育委員会が行った一部開示決定は妥当であると判断しています。

# 1 答申の件名

「(1)書留・特定記録郵便物等受領証 (2)封筒の表紙」の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2834号】

# 2 諮問までの経過等

答申 番号	開示請求日 決定通知日		審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
2834	令和元年5月14日	令和元年5月27日	令和元年7月11日	令和元年8月23日	個人	教育委員会

## 3 対象行政文書、原処分の決定内容、審査会の結論

答申 番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会 の結論
		一部開示	
	「(1)書留・特定記録郵便物等受領証 (2)封筒の表紙」(以下「本件審査請求 文書」という。)	横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第7条第2項第2号に該当	
		・氏名、住所、電話番号及び配達担当者氏 名	
2834		(個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため)	原処分
		・郵便番号、追跡番号(お問い合わせ番号)、 QRコード、バーコード、配達郵便局の名 称及び住所並びに再配達受付のためのF AX番号	妥当
		(当該情報だけでは特定の個人を識別することができないとしても、他の情報と照合することにより特定の個人が識別されるため)	

答申 番号 判断の要旨

### 《いじめ重大事態調査結果の情報提供に係る事務について》

けられた組織から実施機関に報告されることになっている。

重大事態の調査について、いじめ重大事態が認められた場合、いじめ重大事態に「対処し、及び 当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設 置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実 関係を明確にするための調査を行うものとする。」と規定されている。当該調査の結果については、 いじめ重大事態調査報告書(以下「いじめ報告書」という。)にまとめられ、当該調査のために設

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第28条第1項では、いじめ

法第28条第2項では、「学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。」と規定されており、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(文部科学省平成29年3月)では、被害児童生徒及びその保護者に対して調査に係る情報提供及び調査結果の説明を適切に行うことは、学校の設置者又は学校の法律上の義務であるとされている。

また、加害児童生徒及びその保護者に対しても、調査結果に基づいて被害児童生徒及びその保護者に説明した方針に沿って、いじめの事実関係について説明を行うこととされており、他の児童生徒及びその保護者に対しても、調査結果について説明を行うこととされている。

しかし、いじめ報告書そのものの提供については、事務処理上の規定やマニュアルはなく、被害児童生徒及びその保護者に対し提供して調査結果の説明を行うほかに、実施機関がいじめ報告書をそのまま提供することは、通常行っていない。被害児童生徒及びその保護者以外の者に提供する場合は、被害児童生徒及びその保護者の同意を取得した上で、提供先の事案への関係性を踏まえていじめ報告書の記載内容について適宜黒塗り処理を行ってから提供する。

なお、「公表ガイドライン」(平成29年12月15日横浜市教育委員会策定)に基づき、調査結果については、「いじめの実態とその対応を市民と共有することで、子どもたちの将来に役立て、成長を守り、いじめのない社会づくりを、市を挙げて市民とともにやっていく、市民みんなでこの問題に係わるということを目的」として、いじめ報告書とは別に公表版報告書を作成し、当該報告書により公表している。

#### 《本件審査請求文書について》

- ア 本件審査請求文書のうち「(1)書留・特定記録郵便物等受領証」は、実施機関が、特定のいじめに関し作成されたいじめ報告書について、当該いじめの被害児童生徒及びその保護者ではない特定関係者に宛てて配達証明によって発送した際に取得した文書である。また、「(2)封筒の表紙」は、実施機関が当該特定関係者に宛てていじめ報告書を発送した際に使用した封筒であって、当該封筒が配達局から返却されたことで実施機関が取得した文書である。当該文書には、「保管期間経過でお返しします」と記載されたふせん及び「受取拒否いたします」と記載された不在連絡票が張り付けられている。
- イ 実施機関は、特定年月日「いじめ防止対策推進法28条第1項にかかる重大事態の調査報告(答申)」に対する配達証明の写し及び受取拒否をした証明書に直接該当する行政文書は存在しなかったとするが、審査請求人の開示請求に係る内容から請求の趣旨に沿う本件審査請求文書を特定している。このような対象行政文書の特定については、審査会としても是認できるものである。

そして、本件審査請求において、審査請求人は、実施機関が非開示とした情報のうち、実施機関がいじめ報告書を送付した相手方(受取人)の氏名(以下「本件審査請求部分」という。)の開示を求めているため、当審査会では、本件審査請求部分の非開示事由該当性について判断する。

その余の非開示部分の条例第7条第2項第2号該当性については、審査請求人が開示を求めていないことから、当審査会では判断しないこととする。

#### 《条例第7条第2項第2号の該当性について》

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれ

答申 番号	判断の要旨				
2834	る氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」については、開示しないことができる旨規定されている。もっとも、本号ただし書アでは、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、本号本文に規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことが規定されている。  イ 本件処分では、実施機関は、本件審査請求部分が個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため本号本文に該当し、また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないことから非開示としたと主張しているので、以下検討する。  ウ 本件審査請求部分は、配達証明郵便に係る受取人の氏名であるから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。 次に、本件審査請求部分は、法令等の規定により何人でも閲覧することができる情報ではなく、一般に公表されて何人も知りうる状態に置かれている情報であると認められる事情もないから、本号ただし書アに該当しない。また、本号ただし書イ及びウにも該当しない。  エ 審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。				

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR4.html

### 5 条例(抜粋)

### 横浜市の保有する情報の公開に関する条例

### (行政文書の開示義務)

第7条 (第1項省略)

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

(第1号省略)

- (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報 イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められ る情報
  - ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(第3号から第6号まで省略)

お問合せ先						
市民局市民情報課長	小林	且典	Tel 045-671-3881			